

中華人民共和国香港特別行政区海事局に対する安全勧告

(2011. 4. 22 安全勧告)

(コンテナ専用船 KUO CHANG 阪神港神戸区ポートアイランドコンテナ岸壁18
2009. 3. 20 発生 作業員死亡事故)

運輸安全委員会は、本事故調査の結果に鑑み、CHENG LIE NAVIGATION Co., Ltd. に対しては、安全管理マニュアルにおいて、次の事項について検討し、必要な措置を講じるよう、また、中華人民共和国香港特別行政区海事局に対しては、同社に対して指導監督に当たるよう勧告する。

本事故では、係船索に損耗が生じていたことに加え、係船索が舷側厚板屈曲部に接触する状態となっていたところに、ホーサドラムでの巻き込みによる衝撃張力並びに本船の前進行きあし及び風圧による張力が重なってかかったことにより、係船索が破断して綱取り作業に従事していた作業員2人に当たり、両作業員が死亡した。

CHENG LIE NAVIGATION Co., Ltd. が策定した安全管理マニュアルには、係留時において、係船設備が適切な状態にあるかどうかを点検するように定めている。しかしながら、本事故の場合、前部スプリングラインの損耗状態から判断し、当該マニュアルに定めるような「適切な状態」にあったとは言い難い。

したがって、船舶を係留する際には、係船索が舷側厚板屈曲部などの角部に接触することができる限り避けるとともに、安全かつ効果的な係留力が得られるよう、係船索を導く経路及び係止するビットなどに配慮すること、並びに作業指揮者は係船索の状況が把握できる位置で作業指揮をとることを明記し、管理する全船舶に対して当該事項の遵守を図るべきである。